

【公告の各方法の特徴と採用時の注意点】

①官報

- ・一般的な公告の方法です。
- ・NPO法でも、解散時の公告（法第31条の10第4項）、清算中での破産手続き開始の公告（法第31条の12第4項）は「官報」に掲載しなければならないと定められています。
- ・貸借対照表も官報掲載を官報販売所に依頼することで可能です。また、官報掲載の場合は、貸借対照表の「要旨」の公告で足りるものとされています（改正法第28条の2第2項）
- ・掲載料が必要です。

②日刊新聞紙

- ・実際に定款に記載する場合は、具体的に「〇〇新聞」と新聞名を記載します。複数の新聞も可能です。
- ・日刊新聞紙掲載の場合は、貸借対照表の「要旨」の公告で足りるものとされています（改正法第28条の2第2項）
- ・掲載料が必要です。

③電子公告

- ・定款に記載する場合は「法人のホームページ」「内閣府のポータルサイト（※注）」と具体的に記載します。
- ・そのURLまで記載する必要はありません。また、URLの「登記」は必要ありません。
- ・5年間継続して掲載しておく必要があります。

※注「内閣府の（NPO法人）ポータルサイト」

内閣府が管理運営するNPO法人情報webサイトで、全国のNPO法人の主たる内容、事業報告書、定款が掲載されています。登録すれば法人からの情報入力が自由にできるスペースがあり、今回、この法人活用スペースを利用した「公告」を指しています。登録料、利用料はともに無料です。

④主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

- ・④は「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置」であり、法人の掲示場とする場合は、掲示場が「公衆の見やすい場所」でなければなりません。

例えば理事長の個人宅の玄関、あるいはマンション内等入場が制限される場所では「見やすい場所」とはいえません。一般に利害関係者だけでなく、広く住民が容易に貸借対照表にアクセスできる＝掲示場へ自由に出入りができる必要があります。

- ・この掲示は1年間、継続して掲示しなければなりません。